



## 交通ルールを守ろう!

保育園・小学校を対象に、新潟県警交通機動隊の白バイ隊員による交通安全教室が行われました。

10月20日には稲鯨保育園で開催。お巡りさんの指導で、子どもたちは左右をよく確認して横断歩道を渡りました。普段見ることのない白バイに、「これなあに?」と子どもたちは興味津々。「将来お巡りさんになる!」という子もいました。



### 主な内容

シリーズ	ジラス[世界農業遺産]	2~3
23年度上半期の財政執行状況		4~5
来年6月発行	タウンページ&ハローページに「佐渡市市民便利帳」を掲載	6
来春執行予定	佐渡市議会議員および佐渡市長の選挙日程	7

日本初の認定  
**ジアス**  
世界農業遺産  
③

# 農業とともに歩む

## これからの佐渡を支える「農」のチカラ

大切な食料を供給し、また、生物多様性の維持や自然環境の保全のためにも、重要な役割を担っている農業。農業は、佐渡市の主要な産業のひとつです。しかし、農業の担い手不足や高齢化、耕作放棄地の増加など、様々な課題に直面しています。

佐渡で農業に携わる方々にお話を伺いました。



（財）羽茂農業振興公社で、今年の春から柿栽培を学んでいる研修生にお話を伺いました。これまで、剪定後の枝の片付けや、摘蕾<sup>てきらい</sup>、防除などを行い、収穫を迎えました。  
摘蕾は、柿のつぼみをつみ取ることによって果実の数を制限し、果実により多くの栄養がいき届くようにすることで、果実が大きく、おいしくなります。



将来、柿で就農したいと思って研修生になりました。研修してみても、柿が実際に実ったというところがうれしいです。農業は普通のサラリーマンと違って腕一本でやっていかなければならないし、天候に左右される部分もありますが、自分が頑張っただけの結果が出るので、おもしろいです。

金子靖隆さん（小木）



将来は農業を継ぐと思いますが、もっといいものをつくるために、今は勉強中です。

家は農家で柿を作っています。柿について詳しくなりたいと思います。家ではルレクチエもつくっています。

数本しかないのでも、柿のことをもっと知れたかったというのが研修のきっかけです。収穫を迎えて、摘蕾をしつかりすれば良かったなどと反省しています。摘蕾がちゃんとできたところは、いい柿になりました。手を掛けたところとそうでないところは、柿の出来が全然違います。柿が応えてくれるんですね。

長林保二さん（羽茂）



家は農家で柿を作っています。柿について詳しくなりたいと思います。家ではルレクチエもつくっています。

高野陽二さん（羽茂）



環境保全型農業に取り組んでいる佐々木邦基さん（畑野）にお話を伺いました。佐々木さんは、今年5月に設立された「(社)佐渡生きもの語り研究所」の副理事長をされています。



(社)佐渡生きもの語り研究所は、生きものと共生できる農業や、生物多様性の実現に向けた取組みを島内に普及していくための活動を行っています。生きもの

調査の講習会の開催や、子どもたちなどへの環境教育、生物多様性をテーマにした交流などが、主な活動内容です。

私自身も無農薬や、減農薬での米作りをしています。この4年間でトキ認証米の取組みがここまで広がったことは、すごいことだと思います。田んぼはお米だけを生産する場という見方から、お米と同時にたくさんのお米の生きものを育てているのだというところに、農家の目が向き始めていると感じます。取組みの裾野がさらに広がり、持続的に発展していくためには、生きものと共生していくことの意義をより多くの人が豊かに語っていただけるようになることが、大切に思います。そのことに研究所の活動が貢献できればうれしいです。認証米に取り組んで、私自身にもい

くつかな変化がありました。

ひとつは、生きもの調査を通して、生きものの姿や気配がどんどん見えたり、感じとれるようになってきていることです。そのことが、生きものとの生息を知ったり、守ろうと行動することにつながっています。

ふたつめは、環境教育や交流の場面に関わることで、「伝える」「表現する」ということも、これからの農家の大切な仕事であると思うようになったことです。生きものを守りながら作ったお米を食べてもらうことが、佐渡の農家、環境、トキ、風景などを守っていくことにつながるんだということを伝え続けていきたいです。

一方で、克服すべき課題も見えてきました。農薬を減らしたり、有機質肥料を増やしたり、生きものを増やすための取組みが、お米自体の収量・品質・食味との両立を難しくさせる側面もあると感じます。これは、生産地として、みんなで乗り越えなければいけないと思います。

今年、佐渡はジアス(世界農業遺産)に認定されました。ジアス認定が佐渡に求めている一番大切なことは、米作りや、トキとの共生、伝統文化の継承を、今後持続的に後世に伝えていける形にしていくことであると思います。佐渡の人が、佐渡の豊かさを見つめ、自らの暮らし方を選択していく必要があるでしょう。

これからも、米作りや研究所の活動を通して、自分自身を成長させていけたらと思っています。

ジアス

## GIAHS・朱鷺と暮らす郷づくり 推進フォーラム(仮称) 開催!

日時 12月10日(土) 午後1時から 会場 金井コミュニティセンター 大ホール

内容 基調講演 国際連合大学 副学長 武内 和彦氏(予定)

※基調講演の後、3つのテーマについて分科会を開催します。

(内容については変更になる可能性があります)

お問い合わせ 市役所農林水産課生物多様性推進室 生物共生推進係(第2庁舎) ☎63-3761



# 上半期の財政執行状況

市では毎年2回、財政事情を公表しています。これは、地方自治法および市条例に基づき、市の収支状況などを皆さんに知っていただくためのもので、今回は平成23年4月1日から9月30日までの予算執行状況をお知らせします。

## ◆一般会計

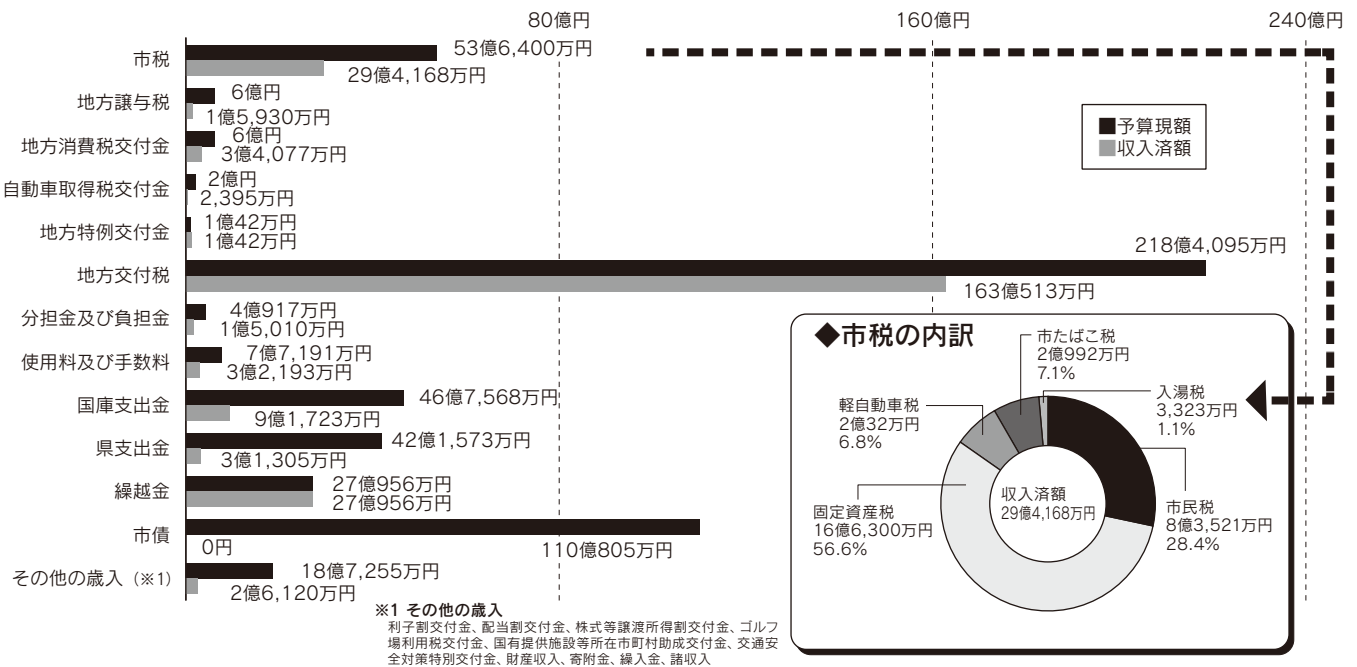
平成23年度の一般会計予算は、464億円でスタートしましたが、9月補正を含む5回の補正などにより9月末の予算現額は、543億6,802万円（前年度同期比：5.5%増）となっています。

歳入の収入済額は245億4,432万円（前年度同期比：1.1%減）で、収入率は45.1%（前年度同期：48.2%）となっています。

このうち市の主要な財源である市税収入済額は29億4,168万円（前年度同期比：0.2%増）で収入率は54.8%（前年度同期：54.0%）となっています。歳出の支出済額は180億2,550万円（前年度同期比：0.9%増）で執行率は33.2%（前年度同期：34.7%）となっています。歳入、歳出（目的別）の執行状況内訳は表のとおりです。

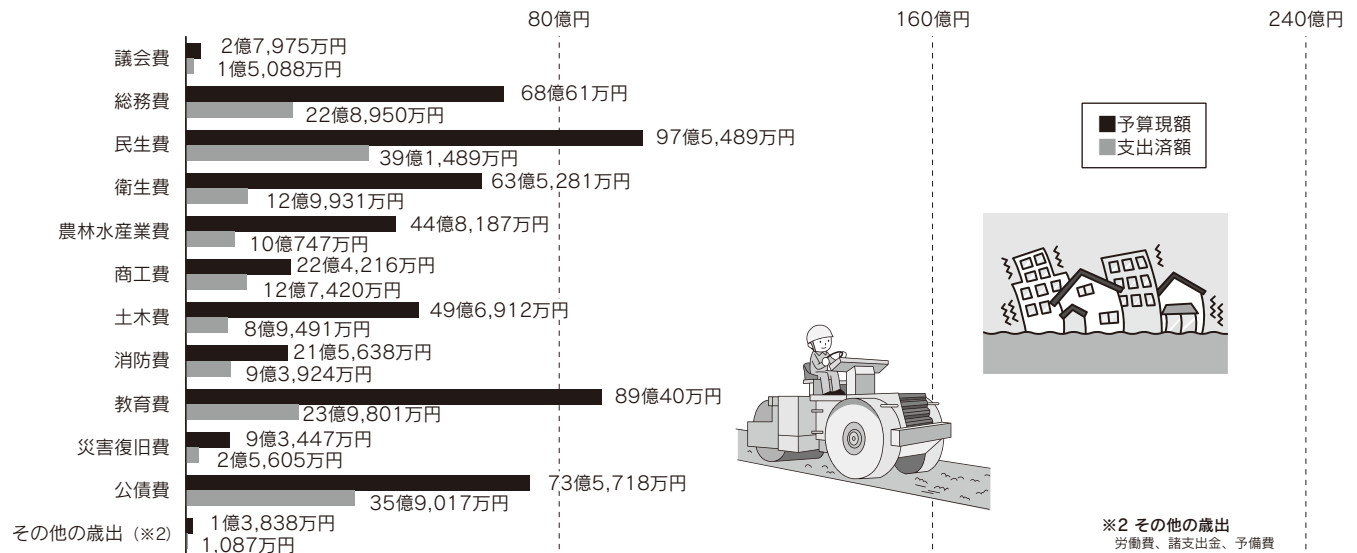
## 一般会計 歳入の状況

予算現額 . . . 543億6,802万円  
収入済額 . . . 245億4,432万円



## 一般会計 歳出の状況

予算現額 . . . 543億6,802万円  
支出済額 . . . 180億2,550万円



◆市民一人あたりの負担状況（上段：予算現額 下段：収入済額）  
（平成23年9月30日現在の人口63,042人で計算しています。）

市民税	固定資産税	軽自動車税	市たばこ税	入湯税
33,128円	42,773円	3,200円	4,823円	1,163円
13,249円	26,379円	3,178円	3,330円	527円

◆基金・市債の状況  
（上段：総額 下段：市民一人あたり）

基金（市の貯金）	市債（市の借金）
16,874,997,378円	49,855,028,505円
267,679円	790,822円



こんな事業を行っています



●予防接種事業

子どもの疾病予防や重篤化防止を図り、子育てしやすい環境を作るため、予防効果が高いといわれる子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用の全額助成のほか、インフルエンザ接種費用の一部助成を行っています。

●生物多様性保全推進事業

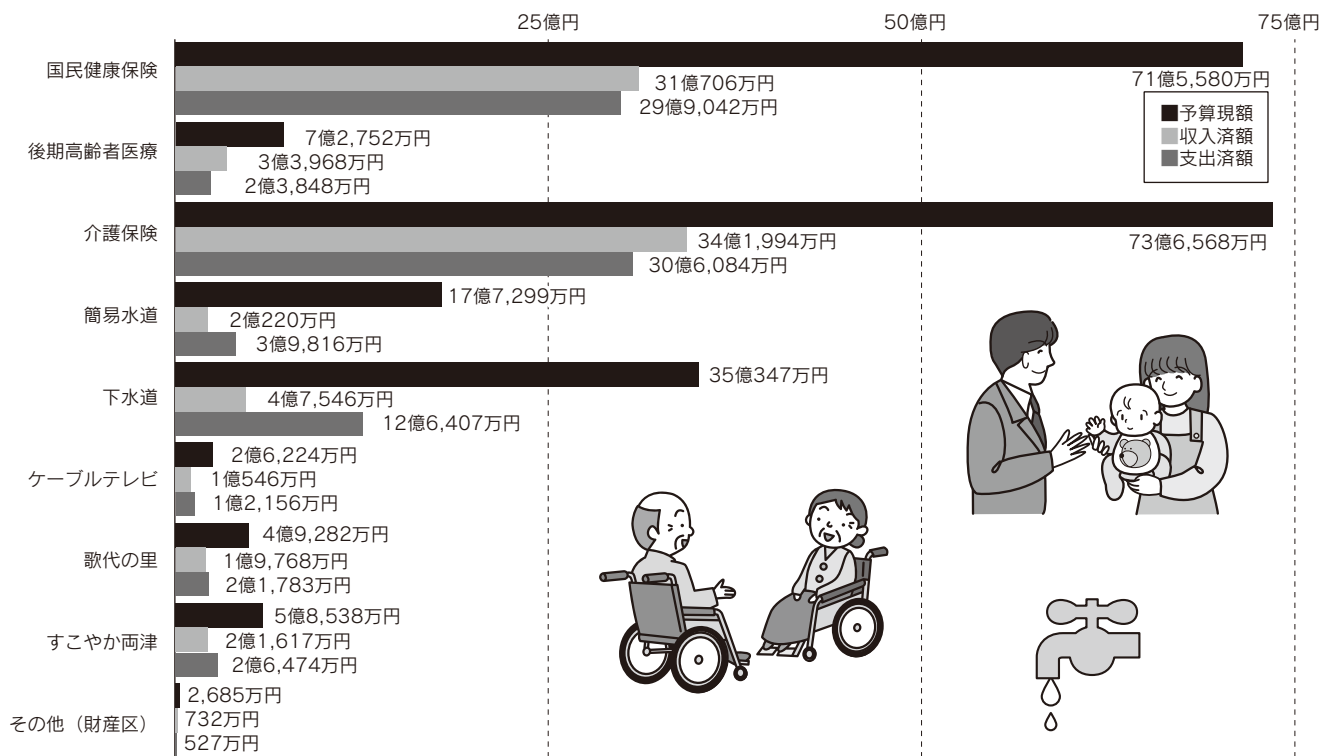
6月に北京で開催されたGIAHS国際フォーラムにおいて、日本で初めてGIAHS（世界重要農業資産システム）に登録されました。今後、農業振興だけでなく観光振興のきっかけとしても期待されています。

●大学発政策提言事業

佐渡の課題を解決するために、島外からの若い目線による解決策の提案を受け、これを事業化する「大学発 佐渡夢プロジェクト」を実施しています。全国から22件の応募があり、審査の結果、4件の提案について、平成24年度からの事業化に向けて検討しています。

## 特別会計

特別会計は、特定の事業を行う場合に一般会計と区分して経理する会計で、国民健康保険特別会計など12会計があります。



## 公営企業会計

公営企業会計は、民間企業と同じような経営をしている事業で、病院事業会計、水道事業会計があります。

（単位：万円）

会計名		収入			支出		
		予算現額	収入済額	収入率	予算現額	支出済額	執行率
病院事業	収益的	252,012	119,070	47.2%	247,940	111,732	45.1%
	資本的	15,379	5,406	35.2%	19,415	8,428	43.4%
水道事業	収益的	135,520	60,863	44.9%	127,434	33,822	26.5%
	資本的	145,925	194	0.1%	212,799	54,554	25.6%



ハハ佐渡へく アリヤサ 佐渡へと草木もなびくよ ハアリヤアリヤアリヤサ

## 小学生が「佐渡おけさ」を披露



第8回佐渡市小学校親善陸上競技大会で披露された佐渡おけさ



各小学校では本番に向けた練習が行われました(写真は羽茂小学校)



9月29日、市内の全小学校5・6年生が第8回佐渡市小学校親善陸上競技大会において、佐渡おけさの踊りを披露しました。

市では、平成18年度から小・中学校で佐渡の自然や歴史、文化を学ぶ学習「佐渡学」を推進しており、学校では従来、運動会や総合学習発表会などで佐渡おけさを披露しています。しかしながら、佐渡おけさは島内各地域で特色があり、踊りや地方(唄・三味線・はやしなど、伴奏音楽を演奏する人々)に若干の違いがあります。そのため、民謡団体が他の団体に演奏の応援を頼んでも合わせる事ができない場合があり、佐渡おけさの衰退が危惧されていました。

そこで、後継者育成のために民謡団体の協力を得て、一緒に演奏したり、踊ることができるようにもとめ上げました。今回は、この佐渡おけさの練習の成果を発表したものです。

佐渡おけさは、祖先から引き継がれた誇り高いものです。子どもたちが将来社会に出て、どのような場面においても自信と誇りを持って踊れるよう、価値ある伝統文化を体で覚えてもらいたいと考えています。

### 県内初

## タウンページ&ハローページに 暮らしに役立つ「佐渡市市民便利帳」を掲載

### 来年6月発行

NTT番号情報株式会社が来年6月に発行する電話帳「新潟県佐渡版タウンページ&ハローページ」に、暮らしの情報としての「佐渡市市民便利帳」を掲載することになり、10月5日、市役所で共同制作合意式が行われました。

電話帳と暮らしの情報の合冊版の発行は、県内で初めてで、全国でも4例目です。

市では、従来から広報紙やホームページなどで、各種手続きやイベント

ト等の身近な情報をお知らせしながら、さらなる市民サービスの向上を目指すとともに、地域活性化につながる情報発信の方法を検討してきました。そこで、「行政の総合案内」となる「市民便利帳」を、従来の電話帳の中に特集企画として組み入れる形で発行し、市民の利便性を図ることとしました。

市民便利帳には、行政情報として、暮らしに役立つダイヤル、各種届出・相談窓口等の暮らしの手続き、ごみの出し方などの生活環境ガイドのほか、観光スポットやイベント情報など、市民生活に密着した内容を掲載する予定です。

発行は平成24年6月で、5月中旬に全戸配布する予定です。また、次年度以降も、電話帳の発行時期に合わせて新しい行政情報を更新して掲載・発行していくことにしています。

電話帳との合冊版の発行により、暮らしに役立つ行政情報が手軽に閲覧できますので、市民の皆さんに、便利にご活用いただけるものと期待しています。



市役所で行われた共同制作合意の様子。NTT番号情報株式会社の渡邊紀夫取締役(写真左)と高野市長(右)。

## 能舞台が文化財に指定されました

市教育委員会は10月1日付で、能舞台6棟を佐渡市指定有形民俗文化財に指定しました。

佐渡の能舞台は、舞台機能を重視したため、定式にこだわらず簡略化された点に特徴があります。これらの舞台は、演能のほか地域の芸能などを発表する場として、生活に密着し活用されてきました。今回、そのうち要件の整った次の6棟を指定して、地域のみなさんと一緒に保存活用を図っていきます。

- |                                   |                                 |
|-----------------------------------|---------------------------------|
| ながえあつくしひこじんじやのうぶたい<br>○長江熱串彦神社能舞台 | よしおかそうじやじんじやのうぶたい<br>○吉岡總社神社能舞台 |
| とよたすわじんじやのうぶたい<br>○豊田諏訪神社能舞台      | つばきおけひじんじやのうぶたい<br>○椿尾氣比神社能舞台   |
| こどもりはくさんじんじやのうぶたい<br>○小泊白山神社能舞台   | おおさきはくさんじんじやのうぶたい<br>○大崎白山神社能舞台 |

市役所世界遺産推進課文化財室  
(金井コミュニティセンター内) ☎63—3195



長江熱串彦神社能舞台

## 佐渡市選挙管理委員会

からのお知らせ

来春執行予定の佐渡市議会議員および佐渡市長の選挙日程が決まりましたので、お知らせします。

告示日(予定) 平成24年4月1日(日)  
選挙期日(予定) 平成24年4月8日(日)

■佐渡市選挙管理委員会 ☎63—31111



## 追加募集!

### クリーンエネルギー活用事業補助金

(電気自動車等用急速充電設備)

**補助金額** 補助対象経費の2分の1以内  
(上限100万円)

**条件** 充電設備は不特定多数の人が利用できること

**募集締切** 平成24年3月1日(木)

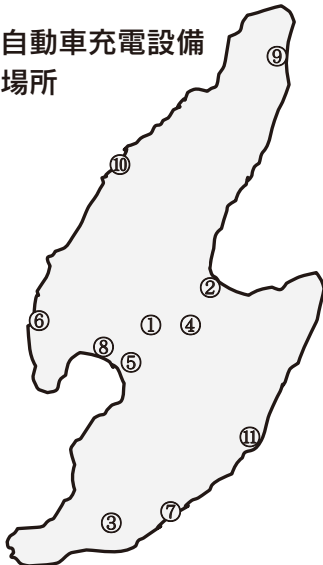
※その他の補助対象設備(電気自動車等・電気自動車等用普通充電設備・住宅用太陽光発電設備・小規模風力発電設備)についても募集中です(募集締切 平成24年3月1日(木))。



**電気自動車充電設備のご利用案内**

市では次の施設に電気自動車の充電設備を設置しました。社用車・私

### 電気自動車充電設備設置場所



- ①佐渡市役所(本庁)
- ②両津支所
- ③羽茂支所
- ④新穂行政サービスセンター
- ⑤真野行政サービスセンター
- ⑥あいかわ開発総合センター
- ⑦赤泊総合文化会館
- ⑧アミューズメント佐渡
- ⑨両津消防署海府分遣所
- ⑩相川消防署高千出張所
- ⑪南佐渡消防署前浜分遣所

お問い合わせ  
市役所環境対策課  
環境企画係  
☎63—3113



有車の別なく、どなたでもご利用いただけます。(ご利用の前に申込みが必要です)

**【利用上の注意】**

- ・利用可能時間 月曜日～金曜日(市役所閉庁日除く) 午前8時30分～午後5時
- ・充電時間 1時間30分以内
- ・利用料金 無料
- ・その他 コンセント開放設備のため充電ケーブルが必要ですよ。

11月は「児童虐待防止推進月間」です

## 守るのは

## 気づいたあなたの その勇氣

(平成23年度「児童虐待防止推進月間」標語)

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、特に、子ども

の生命が奪われるなど重大な事件も後

を絶たない状況です。児童虐待問題は

社会全体で早急に解決すべき重要な課

題となっており、虐待の発生予防、早

期発見・早期対応から虐待を受けた子

どもの自立に至るまでの切れ目のない

総合的な支援が必要です。そのため

は、子どもに関わる機関を含む幅広い

市民の理解と関心がかかせません。

「おかしい」「何か変だ」と気付い

たら、児童家庭支援センターや地域の

民生委員・児童委員へお知らせくださ

い。関係機関と連携を取りながら対応

します。

子育てに不安を感じたら・・・

ひとりで悩まず相談しましょう。

・子どもとうまくかわれない

・自分だけ子育てがうまくできない

・子どもの行動が気に入らない

・子どもといるとイライラする

・助けてくれる人がいない

”相談“は子育てを支援するきっかけ

づくりです

◆相談・お問い合わせ

市役所社会福祉課 児童家庭支援センター

☎63-5222

または各地域の民生委員・児童委員へ

地域社会から児童虐待をなくしましょう！

佐渡市民生委員児童委員協議会

～よろしくお願ひします～

## 人権擁護委員です

平成23年10月1日付けて人権擁護委員の委嘱の発令がありました。

中川 郁子 さん

佐渡市中原 ☎52-4004

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、憲法で保障された基本的人権を擁護するため、みなさんの身の回りで行ってきた困りごとや心配ごと等の相談に応じます。(相談は無料、秘密は固く守られます)

お問い合わせ

新潟地方法務局佐渡支局

☎74-3787

## 佐渡・花めぐりマップ 刊行!

佐渡・花の島プロジェクト実行委員会では、佐渡の花の魅力や、花による地域づくり活動を行っている団体を紹介する「佐渡・花めぐりマップ」を作成しました。佐渡の花の豊かさ、見どころなどを分かりやすく紹介しています。

ぜひご利用ください!

配布場所 佐渡観光協会各支部、市役所観光商工課窓口(第2庁舎)

お問い合わせ

佐渡・花の島プロジェクト実行委員会事務局(市役所観光商工課内)

☎63-5116



## 情報 8

### 小規模多機能型 居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、高齢者が住み慣れた自宅から通える場所

で、「通い」「訪問」「泊まり」などを組み合わせ

たサービスを受けられる施設です。

サービス内容は、「通

い」を中心として身近な事業所や家族的な環境や地域住民との交流のもと、入浴、排泄、食事などの介護、その他日常生活のお世話や機能訓練を行います。高齢者の方の能力に応じ、ご自宅でも自立した日常生活

を営むことができるように、利用者の状態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ提供します。

市では大和地区(金井)において、島内初の小規模多機能型居宅介護施設の新設を整備しています。

登録定員 25人

通いサービス利用定員 15人

宿泊サービス利用定員 9人

来春、複数の介護施設の開設や増床があり、介護職等の人材が不足します。介護職への就業を考えている方は、市役所高齢福祉課、またはハローワーク佐渡(☎27-2248)までご連絡ください。

お問い合わせ

市役所高齢福祉課 介護保険係

☎63-3790

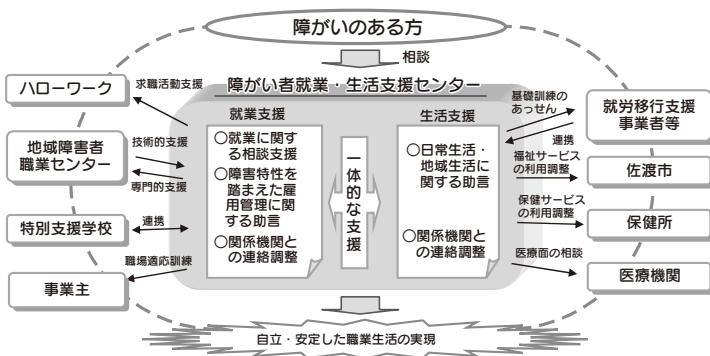


# 障がいのある方の「働きたい」を応援

## 「障がい者就業・生活支援センター そよかぜ」のご案内

このたび「障がい者就業・生活支援センターそよかぜ」が開所し、障がいのある方の就職・職場定着に向けた支援および、就業に伴う日常生活上の支援等を開始しました。電話での相談や、職場・家庭訪問も行います。無料でご利用いただけますので、お気軽にご相談ください。

なお、本センターは、新潟県の指定を受けた社会福祉法人佐渡福祉会が運営しています。



10月18日に行われた開所式



就業、生活支援担当者による面談の様子

○障がい者就業・生活支援センターとは  
就職を希望する、または在職中で障がいのある方が抱える課題に応じた雇用および福祉の関係機関と連携し、就業面および生活面の一体的な支援を行います。

### ○支援内容

#### 就業面

- ・障がいのある方への支援
- ・職業準備訓練、職場実習のあっせん、職場定着に向けた支援等
- ・事業所への支援

障害特性を踏まえた雇用管理についてのアドバイス

#### 生活面

- ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理など、日常生活・地域生活に関するアドバイス

場所 障害福祉サービス事業所そよかぜ内（セーブオン金井店の裏）

### 開所時間（利用時間）

月曜日～金曜日（祝日を除く）  
午前9時～午後5時

### 利用料

相談や支援に費用負担はありません。ただし、会社での実習時や施設を利用する場合の交通費や利用料等は、自己負担となります。

### お問い合わせ

障がい者就業・生活支援センターそよかぜ  
〒952-1209  
佐渡市千種丙205-2  
☎67-7740 FAX63-3804  
メール  
soyokaze-shugyousien@sky.plala.or.jp

ぜひご来場ください！

### 佐渡地区

### 障がい者週間推進集会

毎年12月3日（国際障害者デー）から12月9日は障害者週間です。佐渡地区では期間中に、障がい者の自立と社会参加への意欲、市民の障がいへの理解と認識を高めることを目的に、推進集会を開催します。皆さまのご来場をお待ちしています。

日時 12月3日（土）午後1時～4時  
即売会は午前11時から

会場 アミューズメント佐渡  
大ホール

### 内容

- ・講演「ジョブコーチ支援を活用した障がい者雇用のすすめ方」  
講師 新潟障害者職業センター 所長 谷口大司さん
- ・意見発表
- ・障害者相談支援事業所紹介
- ・施設利用者による活動紹介（音楽発表・芸能発表等）
- ・市内障がい福祉施設等利用者による作品展示・即売会

多数の手作り商品を用意しています。

### お問い合わせ

市役所社会福祉課 障がい福祉係  
☎63-5113

# ご自宅の住宅用火災警報器は 基準どおり設置されていますか？

戸建住宅、アパート、マンションなどの住宅火災による死者数は、建物火災による死者数全体の約9割を占めています。そのうち実に約6割近くが65歳以上の高齢者です。今後、高齢化により、住宅火災による死者数が増加するおそれがあります。このような状況のもと、火災の発生をいち早く知らせてくれる住宅用火災警報器（住警器）などの設置が義務づけられました。

## ！住警器の設置場所

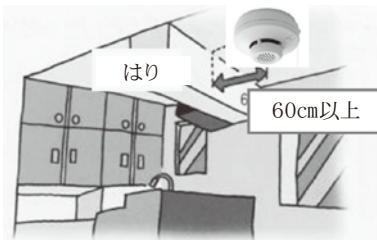
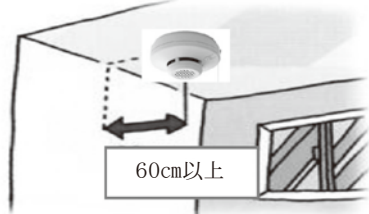
基本的な設置場所は次の2か所で、煙式警報器を天井または壁面に取り付けます。

○寝室（普段就寝している部屋）

○階段（寝室が2階、3階などにある場合は、その階の階段の踊り場に設置）

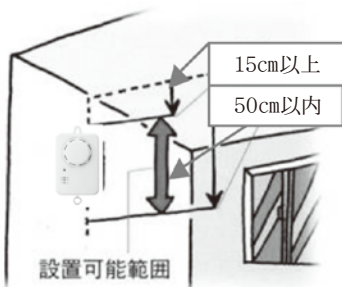
## ！住警器の取り付け方

1 天井に取り付ける場合  
○壁やはりから警報器の中心まで60cm以上離して取付け。（台所等に熱式警報器を設置する場合は40cm以上離す）



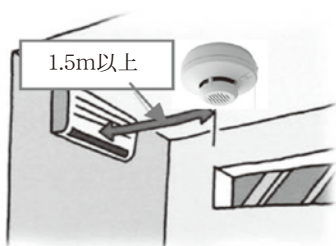
## 2 壁に取り付ける場合

○天井から15～50cm以内に警報器の中心がくるように取付け。



## 3 その他

○エアコンや換気扇の吹き出し口から警報器の中心まで1.5m以上離して取付け。



## ！住警器の日頃のお手入れや、交換時期

○定期的な点検  
1か月に1回程度、

本体の押しボタン、または引きひもで警報器が鳴るかどうか試験してください。

なお、次の場合は、必ず作動試験を行いましう。

①初めて設置したとき、または設置場所を変更したとき

②電池を交換したとき

③汚れなどの清掃をしたとき

④故障や電池切れが疑われるとき

⑤長期間留守をしたとき

○清掃は家庭用中性洗剤を浸して十分絞った布でふき取ってください。（内部に水を入れない。）

○煙が出る殺虫剤を使用すると誤作動を起こしますので、警報器をビニール袋等で覆うか、電源を切るなどしてください。また、風呂などの多量の湯気等で警報器が誤作動を起こすことがあります。火事以外で誤作動し鳴動し

た際には、換気をしたり、ボタンを押ししたり、引きひもを引っ張ったりすることで鳴動を停止することができます。

○乾電池の交換について、電池の寿命は機種により様々ですが、最大でも10年です。電池の寿命がきたことを72時間以上音響やランプ等で知らせてくれます。（乾電池タイプでも電池の交換ができないタイプもあります。）

○住警器の廃棄については、生活ごみとして出す場合、本体と電池を分別し出してください。

なお、イオン化式の警報器（一般的に普及していない）は、特別の廃棄処理が必要ですので、必ず販売店にご相談ください。

☆警報器の取扱説明書は必ずお読みください。

お問い合わせ

市消防本部予防課 ☎51-0123



# 平成24年度 入園児を募集

## あいかわ・さわた・小木幼稚園

### 募集期間

12月1日(木)～22日(木)

### 授業料

月額9000円(その他に給食費・教材費等が必要です)

授業料は保護者等の課税状況に応じて減免があります。

### 保育時間

午前8時30分～午後3時30分(平日)  
(夏・冬・春休みあり。ただし、夏休み中は14日間前後の夏季保育を実施。この間昼食はお弁当を持参)

### あいかわ幼稚園

#### 募集園児

- ・満3歳児(平成20年4月2日～平成21年4月1日生)
- ・満4歳児(平成19年4月2日～平成20年4月1日生)
- ・満5歳児(平成18年4月2日～平成19年4月1日生)

#### 申込み・お問い合わせ

あいかわ幼稚園 ☎74-3234

### さわた幼稚園

#### 募集園児(1年保育)

満5歳児(平成18年4月2日～平成19年4月1日生)

#### 申込み・お問い合わせ

さわた幼稚園 ☎52-3333

### 小木幼稚園

#### 募集園児(1年保育)

満5歳児(平成18年4月2日～平成19年4月1日生)

※昼間共働き等で家庭に見てくれる方がいない園児については、希望により、小木子育て支援センターにて午後6時まで預かり保育を実施します。

#### 申込み・お問い合わせ

小木幼稚園 ☎86-2403

※申込用紙は、各市立幼稚園・教育委員会学校教育課(☎23-4898)および教育委員会各事務所にあります。



## 平成24年度

# 佐渡おこしチャレンジ事業募集

市民の皆さんの自主的・自発的な地域づくり活動を応援します!

市では、活力ある地域社会を実現するため、市民の皆さんが自主的・自発的に行う地域づくり事業を支援します。

平成24年度事業の募集を行いますので、申請を希望する団体は、市役所地域振興課地域振興係までお問い合わせください。

### 応募対象

集落や複数集落、地域づくりグループ

### 対象事業

教育文化・保健福祉・環境保全・産業振興等の分野で、地域の活性化に貢献する事業

※地域住民が自ら策定した計画(地域活性化計画)に基づいた事業が対象となります。

### 補助金額

○地域活性化計画に基づく地域づくり事業

補助金額は、対象経費の10分の7以内で補助限度額100万円(ただし、対象経費が30万円未満の事業は除く)。  
補助事業として継続できる期間は3年以内。

※「地域活性化計画」とは、住民の皆さんが描く地域全体の将来像と、その実現に向けた活動方針を取りまとめたものです。  
※本補助金以外の助成事業と重複して交付を受けることはできません。

### 応募締切

平成24年1月13日(金)

※募集期間中は、書類の書き方や補助制度に関する相談を受け付けていますので、担当係までお問い合わせください。

### お問い合わせ

市役所地域振興課 地域振興係  
☎63-4152 FAX63-5125



# 佐渡税務署からのお知らせ

お問い合わせ 佐渡税務署 個人課税部門 ☎74-3276  
 (自動音声案内「2」を選択してください)

## 平成23年分 青色決算説明会のお知らせ

税務署では、所得税の青色決算説明会を開催します。  
 所得税の青色申告決算書は、所得税の確定申告書に同封し、1月下旬に発送する予定です。

## 平成23年分 青色決算説明会 日程

対象	開催日時	会場
事業・不動産所得関係	12月7日(水) 午前10時～正午	アミューズメント佐渡 2階文化情報センター (中原234-1)
	12月8日(木) 午前10時～正午	
農業所得関係	12月7日(水) 午後2時～4時	
	12月8日(木) 午後2時～4時	

また、給与等の支払いがある方には年末調整関係書類が年内に発送されますが書類に同封される日程表は、今回ご案内する説明会とは異なり、年末調整関係のみの説明会日程ですのでご注意ください。

### 注 平成22年分の所得税・消費税確定申告書を次の方法により作成し提出した方には、申告書・決算書等が送付されませんのでご注意ください。

- ① 確定申告書等作成コーナー(国税庁ホームページ)にて作成した方
- ② 確定申告会場(アミューズメント佐渡)でパソコンにて作成した方
- ③ e-Tax(インターネット)ソフトにて作成した方



## 税を考える週間

11月11日(金)～17日(木)  
 国税局ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)



## 消費税の届出はお済みですか？

個人事業者の方で、新たに課税事業者(消費税の申告・納付が必要な方)となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書」の提出が必要です。

### 《簡易課税制度》

基準期間(前々年)における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。この制度を平成24年から適用して申告する方は、平成23年12月31日(土)までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

この制度を選択した場合、事業を

廃止した場合を除き、2年間以上継続した後でなければ選択をやめることはできません。

この制度は、「みなし仕入率」により納付税額を計算しますので、多額の設備投資を行った場合などで一般課税(簡易課税制度を選択しなかった場合)により計算すれば還付となる場合であっても、消費税の還付を受けることはできませんのでご注意ください。各種届出書は、e-Taxでも提出できます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。電話相談センターへお問い合わせください。電話相談センターのご利用は、税務署(☎74-3276)にお電話いただき、自動音声に従って番号「1」を選択してください。